

一宮町中央公民館建設検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年4月16日

一宮町教育委員会教育長

之内 達生



一宮町教育委員会告示第6号

一宮町中央公民館建設検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 一宮町中央公民館に関し、広く町民等の意見を聞き、施設の建設を推進するため一宮町中央公民館建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じて、一宮町中央公民館の建設に関する必要な事項を検討し、検討結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者で構成し、一宮町教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じ、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は教育長が定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

## 別表

## 一宮町中央公民館建設検討委員会名簿

| No. | 備 考               |
|-----|-------------------|
| 1   | 一宮町議会 副議長         |
| 2   | 一宮町議会 総務経済常任委員長   |
| 3   | 一宮町議会 厚生文教常任委員長   |
| 4   | 教育委員会 教育長職務代理者    |
| 5   | 教育委員会 教育委員保護者枠    |
| 6   | 一宮町社会教育委員会 議長     |
| 7   | 一宮町文化協会 会長        |
| 8   | 一宮町区長会 会長         |
| 9   | 一宮町社会福祉協議会 会長     |
| 10  | 一宮町ボランティア連絡協議会 会長 |
| 11  | 一宮町つくも会 会長        |
| 12  | 一宮町婦人会 会長         |
| 13  | 一宮町小中学校校長会 会長     |
| 14  | 一宮町PTA連絡協議会 会長    |
| 15  | 一宮町子ども会育成会 会長     |
| 16  | 公募委員（男性18歳～39歳）   |
| 17  | 公募委員（女性18歳～39歳）   |
| 18  | 公募委員（男性40歳～59歳）   |
| 19  | 公募委員（女性40歳～59歳）   |
| 20  | 公募委員（男性60歳以上～）    |
| 21  | 公募委員（女性60歳以上～）    |

※順不同